

【スイス】原子力発電所の廃止を定める新エネルギー法

海外立法情報課 安藤 英梨香

* 2017年5月21日に実施された国民投票において、原子力発電所の廃止、省エネと再生可能エネルギーの促進を定めた新エネルギー法が、58.2%の賛成で最終認可された。

1 国民投票までの経緯と投票結果

2011年3月の福島原発事故を受けて、スイス政府は、段階的に原発を廃止する方針を決定し、再生可能エネルギー推進のため、新しいエネルギー法を策定する方針も併せて決定した。これらの方針に基づいて、環境・運輸・エネルギー・通信省（DETEC）が起草した「エネルギー戦略2050」が、2013年9月4日に議会に提出された。エネルギー戦略2050は、エネルギー政策実現のための関連法改正と新法作成の草案で、省エネ促進、再生可能エネルギー推進、原発廃止等を定める第一パッケージと、気候変動対策や電力消費抑制のため、ガソリン、化石燃料、電力消費に係る税金に関する法改正などを定める第二パッケージから成る。そのうち、第一パッケージに基づきエネルギー法を全部改正して作成された新エネルギー法（「エネルギーに関する2016年9月30日の連邦法律」（loi fédérale du 30 septembre 2016 sur l'énergie））が連邦議会で可決された。（注1）

しかし、スイス国民党（Union Démocratique du Centre）を中心とする反対派の要請により、新エネルギー法への賛否を問う国民投票（注2）が実施された。反対派は、再生可能エネルギーへの移行のための追加徴税や電力価格の高騰による家計への負担、再生可能エネルギー設備による景観への悪影響等を訴え、新エネルギー法を拒否するよう呼び掛けた。

これに対し政府は、追加徴税や電力価格の上昇は、将来の生活のために妥当な額であり、一時的なものであるから、家計の圧迫にはつながらないとの見解を示した（注3）。また、議会は、再生可能エネルギーへの投資による経済活性化や、原発廃止による安全の確保等を訴え、新エネルギー法を承認するよう国民に勧告した（注4）。

2017年5月21日に実施された国民投票の結果、賛成58.2%、反対41.8%で新エネルギー法が最終認可された。法律の施行は、2018年初めに予定されている。

2 法律の概要

(1) 省エネの促進

同法は、省エネの促進を目指し、エネルギー消費量や二酸化炭素排出量の削減のため、次のような目標を定めている。

- ・一人当たりのエネルギーの年間平均消費量を、2000年の水準に対して、2020年までに16%、2035年までに43%削減する（第3条）。
- ・一人当たりの年間平均電力消費量を、2000年の水準に対して、2020年までに3%、2035年までに13%削減する（第3条）。

- ・2021年以降、1km走行における二酸化炭素排出量を、新型乗用車は95g、配送車やけん引軽自動車（tracteurs à sellette légers）は147gに制限する（第76条による「二酸化炭素に関する2011年12月23日の法律」（注5）改正）。

また、建物のエネルギー効率を改善する取組を奨励するため、省エネのための改築工事費用や古い建物の解体費用の一部を税額控除するなどの助成を行うとしている。

(2) 再生可能エネルギーの推進

同法は、水力発電、太陽光発電、風力発電、地熱発電、バイオマス発電等の、再生可能エネルギーの利用と開発を奨励するため、次のことを定めている。

- ・水力発電を除く再生可能エネルギー由来の国内発電電力量を、2020年に平均4,400GWh（注6）、2035年に平均11,400GWhにする。水力発電由来の国内発電電力量は、2035年に平均37,400GWhにする（第2条）。
- ・再生可能エネルギー事業への資本投資や再生可能エネルギー由来の電力供給に対する経済的支援を、期限を設けて行う（第19条～第34条）。
- ・出力が10MW以上の水力発電施設は、5年間、市場においてその電力が原価を下回る価格で取引された場合は、販売助成金を受けられることができる（第30条）。
- ・水力発電を含む再生可能エネルギー、省エネへの助成に使用される電力追加料金を、1kWh当たり1.5サンチーム（注7）から2.3サンチームに引き上げる（第35条）。

(3) 原発の段階的廃止

新エネルギー法第76条によって、「原子力に関する2003年3月21日の法律」（注8）が改正され、原発の廃止が定められた。これにより、既存の原発はその安全性が保証される限り稼働させることができるが、原発の改修や、新しい原発の建設は禁止される。

政府は、新エネルギー法は原子力の技術自体を禁止するものではなく、法律の施行後も、原子力研究が妨げられることはないとしている。

注（インターネット情報は2017年9月11日現在である。）

- (1) 第二パッケージは、2016年3月に議会で否決されており、実質的に廃案になったとみなされている。
- (2) 法律は、両議院による可決後、5万人の有権者又は8州の要求があると、国民投票に付され、国民が法律の最終認可を行うことができる。18歳以上で、精神疾患又は知的障害を理由に成年後見の対象となっていない全てのスイス人は、政治的権利を有するとされ、国民投票の票決に参加できる。法律に対する国民投票の賛否は有効投票数の過半数によって決まる。
- (3) 政府は、4人家族の場合、現在より年間平均40スイスフラン（1スイスフランは約116円（平成29年9月分報告省令レート））多く支払うことになる見込みがある。
- (4) 国民投票の際、議会は承認又は拒否を勧告することができる。
- (5) Loi du 23 décembre 2011 sur le CO₂. <<https://www.admin.ch/opc/fr/classified-compilation/20091310/201301010000/641.71.pdf>>
- (6) 1GWh（ギガワット時）とは、出力1GWの機械が、1時間に行う仕事量の単位。
- (7) 1サンチームは、100分の1スイスフラン。
- (8) Loi du 21 mars 2003 sur l'énergie nucléaire. <<https://www.admin.ch/opc/fr/classified-compilation/20010233/200502010000/732.1.pdf>>

参考文献

- ・山岡規雄「諸外国の国民投票法制及び実施例【第3版】」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』国立国会図書館調査及び立法考査局、2017.2.7. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_10282668_po_0939.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>>
- ・Explications du Conseil fédéral - Votation populaire du 21 mai 2017. (2017年5月21日の国民投票に関する政府による説明文書。新エネルギー法の全文も含まれる。) <<https://is.gd/XsLXz1>>
- ・Office fédéral de l'énergie OFEN, Stratégie énergétique 2050. (DETECに属するエネルギー庁のサイト内エネルギー戦略2050のページ。) <<http://www.bfe.admin.ch/energiestrategie2050/index.html?lang=fr>>